

第11期国語審議会審議経過報告

昭和49年11月8日
国語審議会

目 次

(ページ)

前書き	406
1 「当用漢字表」の改善に関する審議経過	407
(1) 「漢字表の具体的検討のための基本の方針」に至るまでの経緯	407
(2) 漢字表委員会における検討の経過	409
(3) 漢字表の作成に当たっての考え方	411
(4) 漢字選定の方針に関する具体的観点	412
(5) 今後の問題	416
2 「当用漢字字体表」の改善に関する審議経過	416
(1) 字体表に関する問題点	416
(2) 字体表審議の問題点に関する意見調査	417
(3) 今後の問題	419
後書き	420

前 書 き

国語審議会は、昭和41年6月13日文部大臣の諮詢を受けて、第8期以来「国語施策の改善の具体的策」について検討を重ねてきており、その審議事項のうち、当用漢字音訓表及び送り仮名の付け方の改定については、既に第10期において昭和47年6月28日答申を終えている。

今期第11期審議会は、昭和47年11月17日に発足して以来2年間、従来の審議を継承して、残された審議事項のうち、まず「当用漢字表」(別表を含む)の改善の問題、続いて「当用漢字字体表」の改善の問題を取り上げて審議を進めてきた。

これらの審議に当たって、基本的問題について、できるだけ各委員の共通

理解と意見の一一致を図るために、総会をたびたび開催することとした。また、問題点整理委員会を設け、問題点の整理及び質問票による各委員の意見の調査を行って、総会の審議を能率化するとともに極力全員の意見を確かめ、それを総会の審議に反映させるよう努力した。

このようにして、まず、新漢字表の性格その他の基本的問題について論議を重ねた上、総会で新漢字表を制限的なものとしない等の基本的な合意が得られたので、これに基づいてその具体的な検討を進めるため、漢字表委員会を発足させた。続いて、総会では「当用漢字字体表」の問題を取り上げ、問題点整理委員会の整理に基づいて協議を行ってきた。また、この間、必要に応じ運営委員会を開催して審議会の円滑な運営を図ってきた。

今期の審議会は、昭和47年11月24日の第81回総会以来、総会12回のほか各種の委員会等を開催して慎重に検討を進めてきた。「当用漢字表」の問題については、新漢字表作成の考え方及び漢字選定の方針に関する具体的観点を明らかにしたにとどまり、また、「当用漢字字体表」の問題については、基本的問題に関する各委員の意見を集約整理したにとどまった。

今期審議会の任期を終えるに当たって、ここにこれまで2年間の審議の梗概を取りまとめたが、次期審議会において、この審議の成果を踏まえ更に審議を深めて具体案をまとめられるよう希望する。

1 「当用漢字表」の改善に関する審議経過

(1) 「漢字表の具体的検討のための基本の方針」に至るまでの経緯

今期においては、前述のように、審議事項としてまず「当用漢字表」の改善の問題を取り上げることにしたが、その審議を始めるに当たって、新しく考えられるものを、当面、「漢字表」と呼ぶことにした。

まず、漢字表に関する基本的問題について審議することとし、運営委員会の議を経て12人の委員から成る問題点整理委員会を設置した。同委員会では、従来の審議会での審議の成果及びそれまでの社会で出た意見等を参考に漢字表審議に関する幾つかの問題点を整理し、それについて

順次3回にわたって質問票により各委員の意見を調査してその結果を取りまとめた。そして、それを参考しながら、総会で3回にわたって漢字表の性格その他の基本的問題について討議を重ねた。このような審議の方法により総会での討議を一通り終えた後、その討議の結果を取りまとめて問題点整理委員会で次の「漢字表の具体的検討のための基本の方針」（以下「基本の方針」という。）の案を作成し、この案について第87回総会（昭和48年10月26日）において種々意見を交換した後了承した。

漢字表の具体的検討のための基本の方針

今後、漢字表の具体的検討のための委員会において、その作業を進めるに当たっての基本の方針は、これまでの審議経過にかんがみ、次のとおりとする。

- なお、このほか、これまでの総会における審議の過程において各委員から提出された意見について十分に配慮し慎重に検討を進めるものとする。
- 1 漢字表は必要であると認められるが、その性格については、現行の当用漢字表のような制限的なものとはしない。
 - 2 漢字表は、法令・公用文書・新聞・雑誌・放送など一般の社会生活において使用する場合を考慮して選定するものとする。これを科学・技術・芸術その他各種専門分野や個人の表記にまで及ぼそうとするものではない。
 - 3 漢字表は、現代の国語を書き表すためのものとして考えるものとする。
 - 4 学校教育との関係については、初等中等教育との関連に十分配慮するものとし、当用漢字別表その他については、更に総会において検討する。
 - 5 固有名詞に用いる漢字その他現行の当用漢字表の使用上の注意事項に掲げられている事項等に関する取扱いについては、これまで各委員から提出された意見を十分参考としつつ、検討を進めるものとする。

この「基本の方針」は、その考え方及び語句表現において必ずしも十分とは言いがたいところもあるが、各委員がそれまでの協議を通じて了解していることを前提として、漢字表の具体的検討のための一応の方針

として了承されたものである。これらの点については、その後の具体的検討が深められる過程で更に考慮していくこととなった。その幾つかの点について述べれば次のとおりである。第1項は、何らかのよりどころとなるような漢字表が必要であることを認め、その漢字表の性格を、この表の中の漢字だけを使用するというような制限的なものとはしない、という方針で具体的検討を行おうとする趣旨であり、これを「当用漢字改定音訓表」（昭和47年6月28日国語審議会答申）の前書きにあるように、いわゆる「目安」の語で示すかどうかは今後の検討に待つこととなつた。また、第3項の「現代の国語を書き表すためのもの」という考え方については、全員の一一致を見るまでに至らなかつたが、今後の検討の過程で考慮していくこととなつた。更に漢字表の字数をどのように考えておくかについては、この段階であらかじめ決めることはせず、現行の当用漢字表と比べ余り急激な変化を来すことは避けようという了解の下に、今後の具体的検討の結果に基づいて判断することとされた。

(2) 漢字表委員会における検討の経過

前述の第87回総会で、「基本の方針」と併せて漢字表の具体的検討のための委員会を設けることが決まり、その後、運営委員会の議を経て20人の委員が選ばれ、昭和49年1月、「漢字表委員会」が発足した。

まず、漢字表委員会では、具体的検討を始めるに当たっての基本的な態度、検討の手順及び資料について数回にわたって協議した。そして、一応前述の「基本の方針」によること、「当用漢字表」にはとらわれないが、これを重要な資料としつつ新しい漢字表を作るという考え方で進めること、国語における漢字の意義や役割を認識しながら検討すること、教育に関する問題は、直接の検討事項としては取り上げないが、絶えず念頭に置いて検討を進めること等を了解した。また、検討に際しては、できるだけ多くの資料に当たることとし、まず兼し当たって現代の新聞・雑誌での漢字の使用度数、従来の各種の漢字表での漢字の採用状況、「当用漢字表」の実施に伴う言い換え・書き換え等の語などに関する

る資料等を調べることとした。

この結果を総会に報告し了承を得た後、漢字表委員会は、検討資料の作成その他具体的検討に必要な作業を行うために9人の委員から成る「小委員会」を設けることとした。この小委員会は、次に述べる各種の調査結果や表などに基づいて検討のための資料を作成し、漢字一字一字について種々の角度から検討して問題点を探る作業を行った。なお、ア、イ、ウ、の資料に含まれる漢字の字数は、重複を除いて約4,200字である。

ア 現代の新聞・雑誌における漢字の使用度数に關し国立国語研究所が行った4種の語彙調査

- ① 婦人雑誌調査（昭和25年）
- ② 総合雑誌調査（昭和28年、29年）
- ③ 雑誌90種調査（昭和31年）
- ④ 新聞調査（中間報告）（昭和41年）

以上の資料を総合的に検討した「語彙調査四種の使用度による漢字のグループ分け」（林四郎 昭和46年）を参考とした。

イ 明治以降の各種の漢字表での漢字の採用状況に關する次の資料

- ① 福沢諭吉「文字之教」の漢字（明治6年）
- ② 「尋常小学校ニ於テ教授ニ用フル漢字」（明治33年）
- ③ チュンバレン「文字のしるべ」の漢字（明治38年）
- ④ カナモジカイ「500字」（昭和11年）
- ⑤ 国民学校国語教科書漢字（昭和16年～20年）
- ⑥ 大西雅雄「日本基本漢字」（昭和16年）
- ⑦ 常用漢字表（大正12年；昭和6年修正）
- ⑧ 標準漢字表（昭和17年）
- ⑨ 当用漢字表（昭和21年）
- ⑩ 当用漢字別表（昭和23年）及び小学校学習指導要領の学年別漢字配当表の備考に示された漢字（昭和43年）

（付）「朝日新聞社特別選定追加漢字」（昭和21年）

以上の資料を総合的に検討した「漢字の層別」（森岡健二 昭和48年）を参考とした。

ウ ① 人名用漢字別表（昭和26年）

② 当用漢字補正資料（昭和29年）

エ 以上のはか、当用漢字表実施に伴う言い換え・書き換え（いわゆるまぜ書きを含む。）の語に関する次のような資料

ただし、これについては十分に検討できなかった。

① 「新・用字用語集」（昭和47年 日本新聞協会）

② 「同音の漢字による書きかえ」（昭和31年 国語審議会報告）

漢字表委員会は、小委員会での作業結果について協議し、また、その進行状況について総会にも報告し、各委員の意見を聞いた。

このような検討の中で、国語における漢字の役割など、漢字表の作成に当たってあらかじめ考えておくべき幾つかの事柄について意見の交換を行った。また、小委員会における一字一字の検討の経過から見て、漢字の本格的な選定に入る前に、選定の基準について種々の角度から検討する必要があると考え、これについて具体的な観点を立てた。これらについては、以下に項を改めて述べる。

（3）漢字表の作成に当たっての考え方

昭和21年に制定された「当用漢字表」は、実施以来、各種の批判もあったが、社会の実用面において、それなりの役割を果たしてきたものと認められる。しかし、この二十余年にわたる実施にかんがみて、再考すべきところがないわけではない。この際、「当用漢字表」の用いられてきた二十余年の歴史を踏まえながら、国語の本質と現状に即して、新たに漢字表の再検討を行うべきであると考えられる。

漢字表の再検討を行うに当たっては、当然、国語における漢字の意義や役割について十分な認識を持つことが必要である。漢字仮名交じり文においては、主として、表意文字である漢字は、実質的意味を表すのに

用いられ、表音文字である仮名は、助詞・助動詞や活用語尾のようなものを表すのに用いられてきた。文章の中に漢字を適当に用いることによって、語の切れ目が明らかになり、語意をとらえ、ひいては文意をとらえるのに役立つ。

漢字は造語力に富み、多くの漢語が作られた。漢字に頼って安易に漢語を作った傾向がないではないが、我が國の語彙の中で漢語の占める位置は決して小さくない。

漢字には音と訓がある。漢字に訓があるために、その漢字の意味を容易にとらえ得ることが少なくない。また、訓に基づいて、和語を書き表すことも多い。本来、音で読む漢語も、それを構成する漢字一字一字の訓が、その漢語の意味を理解する手掛かりとなる場合がある。

我が国には同音異義語が少なくないが、漢字はこの同音異義語の視覚上の識別に役立つことがある（例：さす——差す、刺す、指す、射す、插す）。しかし、このような漢字の利点は、一面、漢字の用法を複雑にすることでもある。同一の字で、幾つかの音を持ち（例：行——コウ、ギョウ、アン）、あるいは幾つかの訓がある（例：生——いきる、うまれる、き、なま、はえる、おう）ことなども問題の点であろう。このような漢字の用法に関しては、一面的な扱いに陥ることなく柔軟な対し方をする必要があろう。「当用漢字表」は制限的な性格や統一的指向が強かったことから、無理な書き換えなども行われ、行き過ぎた点がないでもなかつたことは注意すべきである。

以上のことから、漢字表の作成に当たっては、漢字仮名交じり文という国語の特質に基づいて、さまざまな角度から漢字の用法の実態と動向を明らかにしていくことが重要であると考えられる。

(4) 漢字選定の方針に関する具体的観点

漢字表の漢字の選定に当たっては、「当用漢字表」の表内字・表外字を含め、漢字の持つ一般的な特質を考慮してこれらを種々の角度から十分検討することが必要であると考えた。その具体的観点を以下に挙げる。

これらの観点は、必ずしもこれで尽きるものではなく、また、種々の角度から検討する必要上、次元の違う各種のものが並べてある。実際の選定においては、これらの観点から選定の基準を考えて、総合的に判断することとなるものである。

なお、観点の意のあるところを明らかにするため、具体的に漢字を挙げてあるが、それらはあくまでも例示にすぎないのであって、これらの漢字を取り上げあるいは取り上げないと考えたものではない。

(注) ① 保科説明=「当用漢字表」制定当時の国語審議会幹事長保科孝一氏の新聞紙上での解説による。

② 漢字右肩の*印=「当用漢字表」外の漢字であることを示す。

ア 使用度数等の点から見る。

現代の新聞・雑誌等での使用度数及び明治以降の各種の漢字表での採用状況など。

イ 漢字の機能度の点から見る。

① 語構成能力から考える。

機——機会、機械、機構、危機、動機
現——現金、現在、現状、実現、出現

② 主として音で用いるもの、主として訓で用いるもの、音訓両用のものという点から考える。

(1) 主として音で用いるもの

該——ガイ 稟——ソ 桸*——セン

(2) 主として訓で用いるもの（保科説明では、少數の例外を別として当用漢字表から省いたとしている。）

扱——あつかう 農——こむ 戻*——もどす、もどる

(3) 音訓両用のもの

企——キ、くわだてる 許——キヨ、ゆるす 泥*——デイ、どろ

③ 主として特定の語だけに用いるものはどうするか。（保科説明では、特定の語だけに用いられて、他の字との熟語構成能力の少ないものは省くとしている。）

脂肪 頒布 福祉 矛盾 生涯*

ウ 固有名詞に関するものはどうするか。（当用漢字表に「別に考えることとした。」とある。）

① 人名に関するもの（現在、子の名のためのものとして「人名用漢字別表」がある。）

② 地名に関するもの

もし都道府県名を考えるとすれば、当用漢字表以外のものとして次の字がある。（*印省略）

茨 扱 埼 奈 潤 梨 阜 岡 阪 嫁 崎 熊 鹿 繩

エ 漢字の表す意味から分類して各方面から考えてみる。

① 地形・地勢に関するもの

峠 浦 嶺* 堀*

② 自然現象に関するもの

雲 光 霧 涡*

③ 動植物に関するもの（当用漢字表に「動植物の名称はかな書きにする」とある。）

犬 鷄 壱 桃 猫* 蝶* 栗*

④ 身体に関するもの

舌 膜 鼻 唇*

⑤ 親族名に関するもの

嗣 婿 婆 爺*

⑥ 衣食住に関するもの

綢 麦 軒 靴* 汗*

⑦ 器財に関するもの（保科説明に「器物の類もかな書きにする方針」がとられたとある。）

箱 俵 盆 盆*

⑧ 人事・心情に関するもの

惻 恋 仇* 厄*

⑨ 色彩・形状・数量に関するもの（特に度量衡に関するものはどうするか。）

紺 弧 壱 勺 夂 凸*

⑩ その他

オ 漢字の表す語の品詞から見る。

① 動詞・形容詞に関するものはどうするか。

煮 懈 煙* 嬉*

② 代名詞に関するものはどうするか。（当用漢字表に「なるべくかな書きにする」とある。）

君 彼 誰* 僕*

③ 連体詞・副詞・接続詞・感動詞に関するものはどうするか。（同上）

既(すでに) 遂(ついに) 且(かつ) 但(ただし) 或*(ある、あるいは) 僅*(わずか)

④ 形式名詞・助詞・助動詞に関するものはどうするか。（同上）

程 頃*

カ 次のような、漢字の用法上特別のものはどうするか。

① 漢字一字で音読して語を表すもの（仮名書きにした場合分かりにくくないか。）

胃 錠 塔 塊* 姉*

② 漢字一字で一音節の和語を表すもの（同上）

酢 矢 蚊 飼* 藻*

③ 意味の似ている同音の漢字（保科説明では、原則として一方を省くとしている。）

回——廻* 鉱——礦* 付——附 欲——慾*

④ 同訓の漢字

- [1] うた——歌 噴* はだ——膚 肌*
- [2] かき——垣* 柿* さけ——酒 鮭*

(5) 外来語に当てた漢字（当用漢字表に「外来語はかな書きにする」とある。）

罐*——カン 頁*——ページ

キ 漢字の構成から見る。

① 字画の多いものはどうするか。（保科説明に「字形のむずかしいものは省く」とある。）

罇* 瓶* 鑊*

② 漢字の構成要素となるものはどうするか。

巾*——市・布・机・帳 盆*——盆・益・盛・盤 頁*——項・領・頃

牙*——邪・芽・雅・牙* 屯*——純・鈍・頓*

(5) 今後の問題

今期においては、上記のように具体的な検討の中から、漢字表の作成に当たっての考え方や漢字選定に関する具体的観点などをまとめた。

今後、更にこれらの考え方や観点に基づいて検討を進め、その過程で漢字表の性格等を明らかにするとともにその漢字表に盛り込むべき漢字を選定する基準を考え、個々の字の取扱選択を行って、審議会としての具体的な漢字表の案を作り上げていく必要がある。その際、法令・公用文書や新聞等の実情を調査するなど、社会の各方面での文字生活に関する実態と要請を十分考慮する必要があると考えられる。また、教育との関連その他の問題についても、今後十分な検討が必要であろう。

2 「当用漢字字体表」の改善に関する審議経過

(1) 字体表に関する問題点

第88回総会（昭和49年1月25日）から「当用漢字字体表」の改善の問

題の審議に入ることとなり、その審議を始めるに当たって、新しく考えられるものを、当面、「字体表」と呼ぶことにした。

まず、問題点整理委員会において、字体表に関する基本的な問題点の整理を行い、それをもとに総会で審議を進めていくこととした。そこで、各委員に対し、字体表に関する意見を文書で提出するよう求め、同委員会ではそれらの意見を整理して、字体表に関する問題点をまとめ、総会に提出した。また、検討の前提として当用漢字字体表制定の経緯等について、各委員の共通理解を図るため、当時の関係者から説明を聞いた。このようにして、総会で2回にわたり字体表に関する質疑応答及び討議を行った後、具体的な問題点について質問票により各委員の意見の提出を求ることとした。

(2) 字体表審議の問題点に関する意見調査

問題点整理委員会においては、先の問題点に必要なものを加えて「字体表審議の問題点質問票」を作成し、各委員の意見を調査した。（この調査の前提として、字体の意義については、「当用漢字字体表」作成当時の考え方により、「字体」とは、一点一画の組合せから成る一字一字の形であって、印刷における明朝体・宋朝体・ゴシック体等や筆写における楷書・行書・草書・隸書等の「書体」とは区別されるものとした。）

その後、同委員会では寄せられた意見を整理して総会に報告した。総会ではこの報告に基づいて意見を交換したが、字体表検討の方針をまとめるまでには至らなかった。

しかし、その報告を中心とした意見の概要は、今後の審議に当たって示唆するところが多いと考えられるので、以下に項を追って述べる。

ア 字体表の必要性については、ほとんど全員が何らかの意味で必要であるとしている。

イ 字体審議の方向については、字体表についていろいろな意味で新しく考え直すという意見もあるが、一度定めた字体は社会の慣用や教育の上から見ても、軽々しく変更すべきではないなどの考え方から、現行

の字体表に見られる矛盾、あるいは新しく加わる漢字があればその字体について検討し、部分的に修正する程度でよいという意見が多くを占めている。

ウ 字体表の使用分野については、特にその使用分野を定めないという意見もあるが、新しく考えられる漢字表との関連を重視して、例えば、法令・公用文書・新聞・雑誌・放送など一般の社会生活において使用するものとするという意見が多くを占めている。

エ 字体を考える漢字の範囲については、新しく考えられる漢字表外の漢字には及ぼさないという意見と、それにも及ぼして字体の系統性（偏、冠、旁など。）を配慮するという意見とがそれぞれ相当ある。

オ 字体表の性格については、現行の字体表と同じく「標準」とするという意見と、「目安」程度のものとするという意見とがそれぞれ相当ある。このように意見が分かれたのは、「標準」「目安」という言葉の理解の仕方の違いによるものと考えられる。

カ 旧字体と新字体とのいずれを中心として考えるべきかについては、旧字体（現行の字体表制定以前に用いられた字体。）を中心として考えるという意見よりも、新字体（現行の字体表に掲げられている字体。）を中心として考えるという意見の方が多い。（ほかに両者を対等の関係のものとして考えるべきであるという意見もある。）

キ 教育との関連の問題については、当審議会としても十分考慮するという意見と、当審議会が教育上の具体的なことを検討するのは難しいという意見とがそれぞれ相当ある。

ク このほか、字体検討上のさまざまな具体的な問題についての意見の概要は次のとおりである。

① 略字体については、現行の程度でよいという意見が多くを占めているが、その中にも現在社会に通用しているもの（例；灯（燈）、卒（卒）、転（職）、才（第）……）は採用するなどの一部の手直しは必要であるという意見がかなり出されている。

② 点画の整理については、現行の字体表では例えば「者（者）、突（突）、盜（盜）、隆（隆）、歩（歩）……」のように整理しているが、おおよそ現行の程度でよいという意見が多く出されてはいるものの、もっと整理を進めるとか、現行のような整理は不必要であるという意見もかなり出されている。

③ 活字体と筆写体との関係については、現行のように活字体と筆写体とは一致させることは望ましいが、無理に一致させる必要はないという考え方が多い。なお、活字体は読むためのもの、筆写体は書くためのものであって、本来一致できないものであり、むしろ正字体と略字体の2種があってよいという意見などがある。

④ 字体の系統性については、できるだけ系統性を貫くように配慮するとともに、具体的に一字一字についての筆写の習慣等についても十分に考慮を払う必要があるという考え方が多い。（現行の字体表では、系統性も考えてはいるが、一字一字について筆写の習慣等も考慮されているので、例えば、旁の「拂」は、「佛、拂」は「仏、払」と略体を採り、「拂」はそのままである。）

⑤ 異体字の統合については、不必要であるという意見もあるが、必要であるという意見が多くを占めている。（現行の字体表では、「効效」「姉姊」「冊冊」等、活字として従来2種以上の形のあった漢字については、その一を採っている。）

⑥ 中国の簡体字との関連については、略字体などを考えるに当たって、ある程度参考にし考慮を払うことは必要であるが、日本と中国とでは、文字生活の実態、漢字の簡略化の考え方などに違いがあるので、一般的な関連を考えることは困難であろうという意見が多くを占めている。なお、漢字文化圏の関連を考えて調整できるものは調整したい等の意見もある。

(3) 今後の問題

以上、字体表の問題に関しては、各委員の意見の概要をまとめ終

わった。

今後、更に検討を進めて、その基本的方針を明らかにした上で、漢字表検討の進行状況を考慮しつつ、字体表の具体的検討を進めていく必要がある。その際、印刷等の字体に関する実態を調査し、これを審議の中に反映させていく必要があると考えられる。

後書き

いうまでもなく、国語施策は国民の意見を十分に反映して定めるべきものである。今期審議会の審議は、このような意見を聞くまでに至らなかつたが、今後の審議においては、適当な段階で広く国民の各界各層の意見を聴取するなどの方途が講じられるよう期待する。

国語審議会報告書 No.11

昭和50年3月25日 印刷

昭和50年3月31日 発行

編集 文化庁
(文化部国語課)

発行 大蔵省印刷局
東京都港区赤坂葵町2番地
(582) 4411

落丁、乱丁はおとりかえします。